

平成29年11月

皆さんのアイデアにより、共に
公共サービスを創りましょう！！

－ 協働によるまちづくり － 公共サービス民間提案制度

【平成29年度募集要領】

苫小牧市 総合政策部市民自治推進課
総務部行政監理室

目次

1	はじめに	P	2
2	募集する提案内容	P	2
3	対象となる事業	P	2
4	応募できる団体	P	3
5	提案の手続き	P	3
6	制度の概略図	P	4
7	制度の流れ	P	5
8	その他	P	8
○	質問シート（様式第1号）	P	9
○	提案書（様式第2号）	P	10
○	提案団体調書（様式第3号）	P	12
○	提案団体に関する誓約書（様式第4号）	P	13
○	暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）	P	14
○	事業計画書（様式第6号）	P	15
*	事業リスト・事業シート		【別冊】

1 はじめに

これからの公共サービスは、「協働によるまちづくり」の観点から、民間の主体と行政とが、対等な立場で担っていくことが求められています。また、近年は、民間事業者のほか、NPO法人、市民活動団体など、新たな公共サービスの担い手の活躍も目立っています。

この度、スタートする『協働によるまちづくりー 公共サービス民間提案制度』は、現在、市が実施している事業の内容やコストを公表し、民間から知恵とアイデアを広く募集する制度です。市が実施するよりも、より効率的で、より市民サービスの向上につながる提案をもとに業務委託を進めることで、協働によるまちづくりの実現を目指します。

皆さんからいただいた提案は、市民の視点に立ってしっかりと審査します。共により良い公共サービスを創っていきましょう。

2 募集する提案内容

市が実施している事業内容をそのまま委託する制度ではありません。民間の知恵やアイデアが盛り込まれ、市民にとってプラスとなる提案に限り募集します。

- (1) 提案者の創意工夫が盛り込まれていること。
- (2) 効率的でコストの縮減が図られること。
- (3) 市民サービスの更なる向上が図られること。

これらの要件を満たし、提案者への委託により、事業を実施することが可能であることを条件とします。複数年を条件とする提案も可能です（最長3年間）。

3 対象となる事業

事業リスト（別冊）に掲載された事業が対象となります。事業内容は、個々の事業シートを御確認ください。

4 応募できる団体

- (1) 団体であること（法人格の有無は問いません）。
- (2) 提案した事業内容を安定的に実施できること。
- (3) 組織運営に関する規則があり、責任者が特定できること。
- (4) 団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により入札参加資格の制限を受けている者
 - ②募集の日から契約締結までの間に本市の競争入札参加資格指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者
 - ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
 - ④消費税及び地方消費税又は市税に滞納がある者
 - ⑤暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある者
 - ⑥苫小牧市長又は苫小牧市議会議員、行政委員会の委員である者
- (5) 制度の趣旨に鑑み、委託することが適当と認められる団体であること。

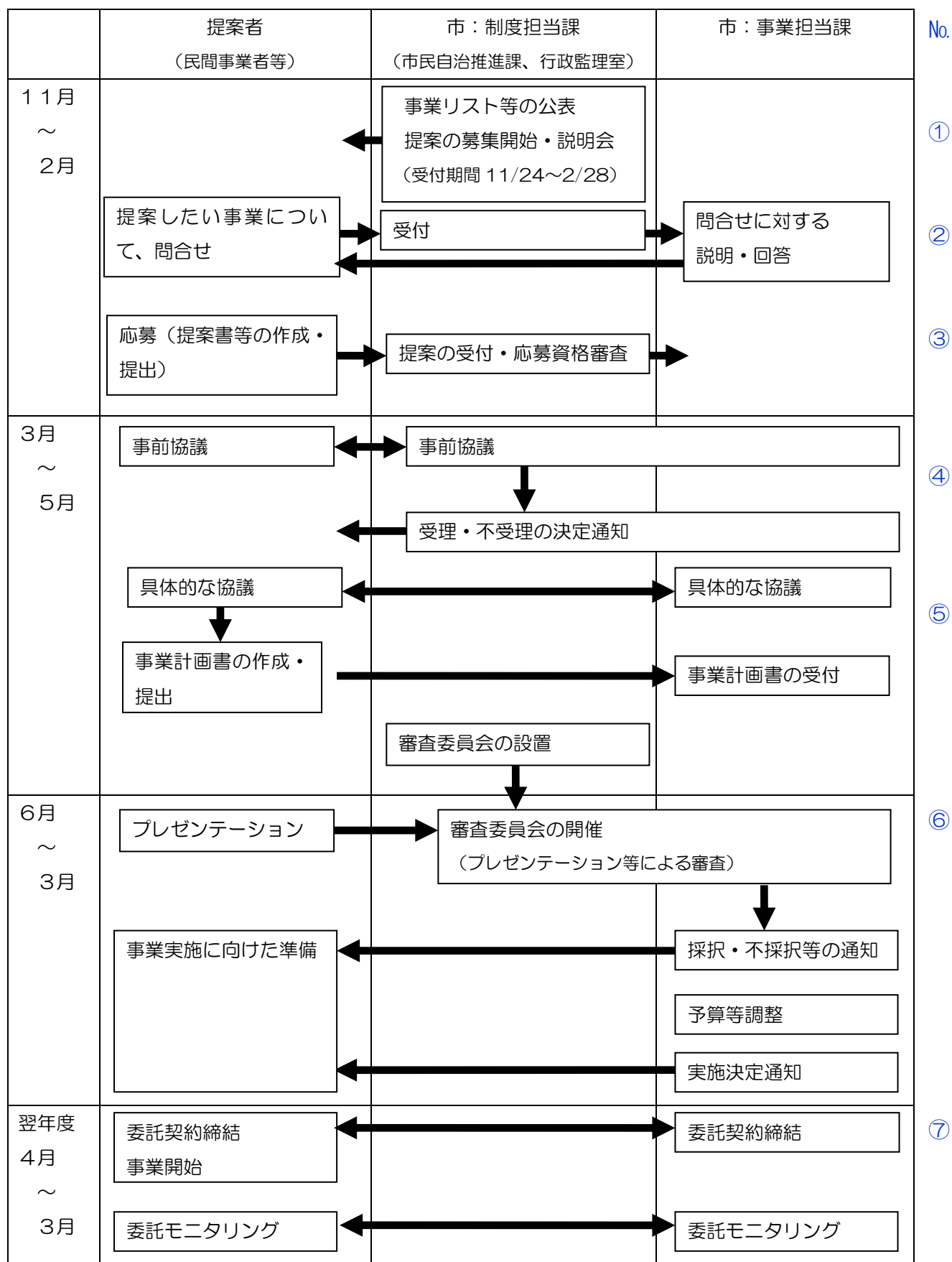
5 提案の手続き

- (1) 募集要領をよく読み、制度の趣旨や概要を理解してください。
- (2) 事業リスト、事業シート（別冊）により、対象事業の内容やコストを把握します。
- (3) 関心のある事業について、不明な点などがあれば、質問シート（様式第1号）を使用してお問い合わせください。より詳細な業務内容等を回答いたします。
- (4) 提案書（様式第2号）、提案団体調書（様式第3号）、提案団体に関する誓約書（様式第4号）、暴力団排除に関する誓約書（様式第5号(市契約様式)）を作成し、市に提出します。
- (5) 応募資格を審査します。資格を満たしていれば、提案者と市の事前協議（ヒアリング）を行います。
- (6) 事前協議にて提案内容を確認し、提案の受理・不受理を決定します。結果は後日通知します。
- (7) 提案が受理された場合、提案者と事業担当課にて、より具体的な協議を行います。
- (8) 事業担当課からのアドバイスを受け、事業計画書（様式第6号）を作成し、市に提出します。
- (9) 審査委員会を開催します。提案者は、審査委員会にて、提案内容のプレゼンテーションを実施し、審査委員との質疑応答を行います。審査結果（提案の採択・不採択・継続協議）は後日通知します。

※様式第2号～第6号以外にも、資料の提出を求める場合があります。

※提案の受理・不受理、採択・不採択等に関わらず、提案に係る費用やその他準備費用は全額提案者の負担となります。市では、一切の責任を負いません。

6 制度の概略図



7 制度の流れ

- 「公共サービス民間提案制度」の募集を開始します。募集要領、事業リスト、事業シート、提案様式等をホームページに掲載しますので、募集要領をよく読み、制度の目的や趣旨を理解してください。
- 事業リストと事業シートにて、募集している事業内容やコストを確認します。

概略図 No. ①

公共サービス民間提案制度事業リスト（平成 年度募集分）

(単位：千円)

No	事業名	事業概要	総事業費	(内) 人件費	事業担当課	備考
1						
2						
3						
4						

「公共サービス民間提案制度事業リスト」は、市が提案を募集している事業の一覧表です。事業内容の詳細については、個別の「事業シート」で御確認ください。

事業シート

事業名 担当部・課	H 年度 (決算額)	財 源 内 訳		
		国道支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円
根拠法令				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施... <input type="checkbox"/> 業務委託等... <input type="checkbox"/> 補助金... <input type="checkbox"/> 負担金... <input type="checkbox"/> 助成金			
事業の目的・対象				
事業の必要性				
事業の内容				
コスト		人件費		
事業費 (H 年度決算額)	千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
人件費	千円	担当正規職員	千円	人
総 計	千円	嘱託職員	千円	人
		再任用 (ハ7)	千円	人
		再任用 (ハ7)	千円	人
		臨時職員	千円	人
指標名		単位	H 年度	H 年度
			H 年度	H 年度

この事業の目的と対象です。事業の目的を達成できる提案としてください。

市が実施している事業内容です。提案の参考としてください。事業の詳細については、お問い合わせください。

市が実施した際のコストです。提案の上限額となります。

- 提案者向けの制度説明会を実施します。是非御参加ください。
日時：平成 29 年 11 月 24 日（金） 15：00 から 会場：市役所 9 階会議室
お問合せ先：総務部行政監理室 TEL 0144-32-6169
※平成 29 年 11 月 22 日（水）までに電話にてお申込ください。
定員は先着 60 人（1 団体 2 人まで）となっています。

- 提案したい事業について、事業内容の詳細などを確認したい場合は、質問シートを使用してお問い合わせください。質問シートは、Eメールにて提出してください。概ね 1 週間程度で事業担当課から、問い合わせに対する回答があります。

お問合せ先：総合政策部市民自治推進課 TEL 0144-32-6156

メール siminjiti@city.tomakomai.hokkaido.jp

《提案前に把握しておくこと》

- 事業の趣旨や目的 ⇒ 提案は事業の趣旨や目的に合致する必要があります。
- 事業内容や手法 ⇒ 現行の事業内容に比べ市民にとってプラスとなる提案としてください。
- 事業費の内訳 ⇒ 人件費を含む現行の総事業費が提案の上限額となります

- 提案書、提案団体調書、提案団体に関する誓約書、暴力団排除に関する誓約書を作成してください。

《提案書を作成する前にご確認ください》

- 応募団体の資格を満たしているか。
- 事業リストに掲載された対象事業に該当しているか。
- 提案内容が事業の目的に合致しているか。
- 市が実施するより、効率的でコスト削減が図られているか。市民サービスの向上が図られているか。
- 提案する事業内容を平成 31 年度から実施することが可能か。

- 作成した提案書等を持参にて提出してください。応募資格を満たしていない団体からの提案は、受け付けることができませんので御注意ください。

募集期間：平成 29 年 11 月 24 日（金）から平成 30 年 2 月 28 日（水）まで【必着】
提出先：総合政策部市民自治推進課（連絡先上記）

《注意事項》

- 提案に係る費用、委託契約締結までの準備費用は、全額提案者の負担となります。市では、一切の責任を負いません。
- 市の直接雇用に係る提案、職員の配置転換が必要な提案については、労使協議が必要となりますので、翌年度から実施できない場合もあります。
- 提案事業の実施は、予算成立が条件となります。予算が否決された場合など、委託契約ができない可能性もあります。

- 制度担当課（市民自治推進課及び行政監理室）同席のもと、提案者と事業担当課による事前協議を行います。
事前協議では、提案された事業内容の詳細や、収支計画などをヒアリングさせていただきます。

《確認させていただくこと》

- 事業内容の詳細、事業展開、事業の趣旨目的、収支計画や事業費の積算根拠等

- 事前協議の内容を踏まえ、提案の受理・不受理を通知します。提案の要件を満たしていない、事業の目的に合致しないなど、実現性が極めて低いと判断した場合は、不受理とさせていただきます。

- 受理された提案については、提案者と事業担当課にて、具体的な協議を開始します。
事業担当課からのアドバイスを受け、事業計画書を作成し、事業担当課にEメールで提出してください。

《注意事項》

- 提出された事業計画書は、審査委員会の資料として使用します。

- 審査委員会に向けた準備をします。審査委員会の日程は、別途連絡いたします。
審査委員会では、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、審査委員との質疑応答を行います。

《審査委員会による評価》

- 審査委員会は、提案事業の実現性を公正かつ適正に審査するために設置する委員会で、有識者や行政職員により構成しています。
- プレゼンテーションや質疑内容を踏まえ、①事業目的、②事業効果、③コスト、④実現性、⑤公益性、⑥協働性などの基準にて審査委員が評価します。
- 審査基準の配点や、評価の視点は提案内容ごとに異なります。

- 審査委員会における評価をもとに、市が提案事業の採否を決定し、事業担当課から提案者へ結果を①採択、②継続協議、③不採択の3区分で通知します。

①採択：審査委員から一定以上の評価があり、内容を修正することなく次年度から実現可能

②継続協議：内容を一部修正することで実現可能、次年度からの開始が難しい

③不採択：上記以外

継続協議となった場合、提案者と事業担当課の協議により、内容の修正や開始時期の変更が可能な場合は採択とし、協議が整わない場合は不採択とします。

- 審査委員会の結果は、全て公表します。ただし、継続協議や不採択となった場合など、提案者の利益に影響を及ぼす内容や、個人情報是非公開とします。
- 採択された提案事業は、事業担当課が次年度事業として、予算要求します。
(提案内容により当該年度中に債務負担行為等を設定する場合があります)

《注意事項》

- 市が実施を決定した後、予算案として市議会に審議を委ねます。予算案が否決された場合は、提案事業は実施できません。

- 予算成立後、実施決定を通知します。
- 提案者と市で委託契約を締結します。

- 複数年（最長3年間）の提案の場合も、契約は単年度ごとに行います。

- 本制度によって委託された事業は、「民間委託モニタリング制度」の対象となります。業務が適切に遂行され、市民サービスの向上が図られているかを検証し、次年度以降のスパイラルアップを図ることを目的としています。詳細はお問い合わせください。

⑦

8 その他

◆提案の辞退

提案者の都合により、事業の実施が困難となった場合は、事業担当課に辞退届を提出していただきます。採否の結果が通知されるまでに提出願います。

◆契約の解除等

委託契約締結後に、提案どおりに事業が実施できない場合や、モニタリング評価により、契約を継続することが著しく不合理である場合は、提案者に対し、契約の解除や委託料の返還を求めることがあります。

◆委託期間終了後の取扱について

最長で3年間の委託期間が終了する事業については、市がそれまでの委託実績や評価を踏まえて方向性を判断します。

- 同じ仕様にて競争入札を実施する
- 基本的な仕様を定め、プロポーザルを実施する。
- 再度、本制度による提案があれば、制度に則り事業を実施する。
- 市の直営事業に戻す。

<p>事業を効果的に 実施するための 条件 ※市の協力など</p>			
<p>提案事業に係る 収支計画書</p>			
<p>提案の年数 ※最長3年間</p>	<p>年間</p>	<p>事業担当課への 問い合わせ実績</p>	<p>※日付・担当者名</p>

提案団体調書

団体の名称	1 企業 2 NPO法人 3 市民活動団体 4 その他 ()		
代表者	役職名	氏名	
団体の所在地等	〒		
	電話番号		
	F A X		
	E-メール		
団体の設立年月日			
職員・会員数			
団体の沿革 ※主な活動内容			
担当者	氏名		
	連絡先	〒	
	電話番号		
	F A X		
	E-メール		

様式第4号

提案団体に関する誓約書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

印

公共サービス民間提案制度の提案を行うに当たり、募集要領に定める応募資格、第1号から第4号までの要件を満たすことを誓約します。

(留意事項)

この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、応募資格を審査するため、必要な範囲において利用します。

暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

苫小牧市長 様

代表者 住 所
商号又は名称
(フリガナ)
氏 名 ⑩
生 年 月 日 年 月 日

受任者 住 所
商号又は名称
(フリガナ)
氏 名 ⑩
生 年 月 日 年 月 日

私は、苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、苫小牧市が行う契約から暴力団等の不当介入を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

記

- 私は、次の各号のいずれにも該当せず、また、今後においても該当することはありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が法人等の経営に実質的に関与していると認められること
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること
 - (4) 役員等が、暴力団等（暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者をいう。以下同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 私は、1の各号の該当の有無を確認するため、苫小牧市から役員名簿等の提出又は情報提供を求められたときは、速やかに応ずるとともに、本誓約書及び当該役員名簿等が苫小牧市から札幌方面苫小牧警察署（以下「警察署」という。）に提供されることに同意します。
- 私は、1の各号のいずれかに該当する暴力団等であることを知りながら、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の相手方にしません。また、私が契約する下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 私は、暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに苫小牧市に報告し、警察署に通報します。また、下請契約等の相手方（順次にされる下請契約等を含む。）が不当な要求行為を受けたと知った場合は、速やかに苫小牧市に報告するとともに、警察署に通報するよう指導します。
- 私は、本誓約書が虚偽であったこと、又はこの誓約に反したことにより、入札参加除外措置、指名停止措置等を受けること又は契約を解除されることに異存ありません。また、これらにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任とし、苫小牧市に対し何ら請求しません。

事業計画書

事業名					
事業No.		事業担当課			
提案団体	団体の名称				
	代表者氏名				
	団体の所在地等	〒			
		電話番号			
		F A X			
		E-メール			
	設立年月日		職員・会員数		
	団体の沿革				
提案内容					

収支計画	
事業の効果	
実施の条件	
提案年数 事業の見通し	
その他	

市との比較		
	市	提案
事業の実 施手法		
サービス		
コスト		
事業担当課意見		